宮城県農業経営改善関係資金運営要領

第１　趣旨

この要領は、農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年７月１日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）に定める次の対象資金（以下「対象資金」という。）を円滑に融通するため、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

ただし、クイック融資による農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）及び農業近代化資金の取扱いについては、平成 19 年３月 30 日付け 18 経営第 7836 号農林水産省経営局長通知の定めるところにより対応するものとする。

(1) 農業近代化資金

(2) 日本政策金融公庫資金

① 農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）

② 経営体育成強化資金

③ 農業改良資金

④ 青年等就農資金

第２　借入希望者の手続等

対象資金の借入れを希望する者（以下「借入希望者」という。）は、(1)に掲げる関係書類を作成し、(2)の提出先に提出するものとする。

(1) 関係書類

① 借入申込希望書兼経営改善資金計画書（基本要綱別紙１）

② 農業経営改善計画書及び農業経営改善計画認定書の写し（認定農業者の場合）

③ 青年等就農計画書及び青年等就農計画認定書の写し（認定新規就農者の場合）

④ 認定新規就農者の貸付けに関する意見書（基本要綱別紙２の(1)）（指導農業士等から農業経営の指導等を受けている認定新規就農者が、当該指導農業士等から認定新規就農者の貸付けに関する意見書の交付を受けている場合）

(2) 関係書類の提出先

対象資金の取扱いを行っている別紙１に掲げる融資機関のうちのいずれかとする。

(3) 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の３に規定する飼養衛生管理基準をいう。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、農場所在地を所管する県家畜保健衛生所から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を(1)と併せて提出するものとする。

第３　融資機関の手続等

(1) 融資相談の対応等

融資機関は、対象資金に係る融資相談があった場合には、経営改善資金計画書等の受理

の有無にかかわらず、その内容及び処理状況等について整理しておくものとする。

(2) 関係機関への通知

融資機関は、借入希望者から関係書類を受理した場合、以下に定める関係機関にその写しを原則として電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により送付するものとする。

なお、送付先は別紙２のとおりとする。

(3) 経営改善資金計画の認定申請

融資機関は、以下の場合には、特別融資制度推進会議設置要綱（平成 13 年９月 12 日付け 13 経営第 2931 号農林水産事務次官依命通知）第１の規定により市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）の会長に対し経営改善資金計画認定申請書（様式第２号）を原則として電磁的記録により提出するものとする。

① 借入希望者が認定農業者であり、かつ、農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）又は農業近代化資金の借入れを希望している場合

② 集落営農組織が農業近代化資金又は農業改良資金の借入れを希望している場合

③ 借入希望者が認定新規就農者の場合

(4) 農業近代化資金の利子補給承認申請手続及び農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号）第６条に規定する認定申請手続については、それぞれの資金に関する規定の定めるところによるものとする。

第４　推進会議の手続

推進会議の会長は、融資機関から経営改善資金計画認定申請書を受理したときは、以下の規定に従って、当該計画の認定手続を行うものとする。

(1) 構成機関への関係書類の送付

推進会議の会長は、別紙３に記載の構成機関のうち借入申込案件に直接関係を有する機関に経営改善資金計画書の写しを原則として電磁的記録により送付するものとする。

(2) 認定要件

① 次に掲げる農業経営改善計画又は青年等就農計画との整合性

イ 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第１項の認定に係る農業経営改善計画

ロ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第２条の５の認定に係る経営改善計画

ハ 果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第３条第１項の認定に係る果樹園経営計画

ニ 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の４第１項の認定に係る青年等就農計画

② 農業経営改善計画又は青年等就農計画の達成確実性

③ 借入金の償還の確実性等

(3) 認定審査結果の通知

① 推進会議の会長は、様式第７号により、融資機関に対し認定審査結果を通知するとともに、通知書の写しを認定の翌月５日までに所管の地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長（以下「所長」という。）に原則として電磁的記録により送付するものとする。

② 融資機関は、①の通知を受理したときは、様式第８号により、速やかに借入希望者に対し認定審査結果を通知するものとする。

③ 所長は、①の通知及び経営改善資金計画書の写しについて、内容を確認した後、適切に保管するものとする。

第５ 融資審査

融資機関は、基本要綱第３の５の規定に基づき、融資審査を行うものとする。

第６ 借入希望者への通知

(1) 融資機関は、経営改善資金計画書等の受理を拒否する場合には、基本要綱第３の７の(1)の規定により、その理由を様式第 14 号により借入希望者に通知するものとする。

(2) 基本要綱第３の７の(2)の規定により、融資機関は、経営改善資金計画書等の受理から原則として１５営業日以内に借入希望者に融資の可否を通知することとしており、この通知は当該融資機関所定の貸付決定通知書又は様式第 11 号により通知するものとする。

第７ 借入申込書等の提出

借入希望者は、融資が行われる場合には、速やかに①（宮城県農業信用基金協会の保証を希望しない場合）または②（宮城県農業信用基金協会の保証を希望する場合）の書類を融資機関に提出するものとする。ただし、第１の(2)に規定する日本政策金融公庫資金に係る借入申込書については、株式会社日本政策金融公庫が指定する様式によるものとするが、農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）に係る借入申込書については、経営改善資金計画について推進会議の認定を受けた後に融資機関に提出するものとする。

① 借入申込書（基本要綱参考様式１）

② 借入申込書兼債務保証委託申込書（基本要綱参考様式２）
債務保証に関する意見書（別紙参考様式を用いること。ただし、宮城県農業信用基金協会が別に指定する方式がある場合には、その方式によること。）

第８ 債権保全措置

宮城県農業信用基金協会の保証については、基本要綱第３の６の(3)の規定にかかわらず、同協会の定めるところによるものとする。

第９ 経営状況の報告

基本要綱第３の８の(1)の規定に基づき、借入者は、経営改善資金計画期間中、経営改善資

金計画が達成されるまでの間、毎年、経営状況報告書（様式第 12 号－１又は様式第 12 号－２）により、経営状況を融資機関に報告するものとし、その取扱いについては次のとおりとする。

(1) 融資機関は、借入者に対し、毎年３月末日までに経営状況報告書を送付し、提出を求めるものとする。

なお、融資機関は、経営状況報告書の送付に際し、借入者が計画と実績を比較できるよう、融資機関であらかじめ記載すべき欄を記載の上、送付するものとする。

(2) 借入者は、経営状況報告書に前年実績を記載し、決算報告書又は申告書の写しを添付の上、毎年４月末日までに、融資機関へ提出するものとする。

(3) 融資機関は、所管の所長又は市町村長から求められた場合には、(2)の経営状況報告書の写しを所管の所長又は市町村長に原則として電磁的記録により提出するものとする。

(4) 所長は、(3)の規定により経営状況報告書の写しの提出を受けたときは、関係する農業改良普及センター所長に送付するものとする。

(5) (4)の規定により、経営状況報告書（写し）の提出を受けた農業改良普及センター所長は、次の場合において借入者に対する経営指導を実施するものとする。

① 借入者から経営指導の申し出があったとき。

② 融資機関から指導依頼があったとき。

③ 農業改良普及センター所長が経営指導の必要があると認めたとき。

附　則

この要領は、平成１４年８月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１８年３月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１９年４月２日から施行する。

附　則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２２年１０月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年７月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和５年９月１日から施行する。

２　改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和８年１０月１日から施行する。

２　この要領の施行前に、改正前の宮城県農業経営改善関係資金運営要領の規定により行われた手続その他の行為については、なお従前の例による。

（別紙１）

経営改善関係資金の取扱融資機関

取扱いできる資金 ＼ 取扱融資機関名		農業近代化資金	日本政策金融公庫資金			
			農業経営基盤強化資金（ｽｰﾊﾟｰＬ資金）	経営体育成強化資金	農業改良資金	青年等就農資金
農業協同組合		○	○	○	○	○
農林中央金庫仙台支店		○	○	○	○	○
日本政策金融公庫仙台支店			○	○	○	○
銀行	株式会社七十七銀行	○	○	○	○	○
	株式会社仙台銀行	○	○	○	○	○
石巻信用金庫			○	○	○	○
石巻商工信用組合		○				
古川信用組合		○				

（別紙２）

融資機関における 関 係 書 類 送 付 先

1　民間金融機関が経営改善資金計画書等を受理した場合

資金名／送付先	農業近代化資金	スーパーＬ資金	経営体育成強化資金	農業改良資金	青年等就農資金
借入希望者が希望する融資機関（借入希望者が他の融資機関からの借入れを希望する場合）	◎	×	×	×	×
日本政策金融公庫仙台支店	×	◎	◎	◎	◎
農業改良普及センター	◎	◎	◎	◎	◎
宮城県農業信用基金協会	○（注１）	○（注１）	○（注１）	○（注１）	○（注１）

（注１）協会保証を全く希望しない場合、送付は不要

（注２）委託貸の場合など、本表の対応と異なる場合がある。

2　日本政策金融公庫が経営改善資金計画書等を受理した場合

資金名／送付先	農業近代化資金	スーパーＬ資金	経営体育成強化資金	農業改良資金	青年等就農資金
借入希望者が希望する融資機関（借入希望者が他の融資機関からの借入れを希望する場合）	◎	◎	◎	◎	◎
農業改良普及センター	◎	◎	◎	◎	◎
宮城県農業信用基金協会	○（注）	○（注）	○（注）	○（注）	○（注）

（注）協会保証を全く希望しない場合、送付は不要

（別紙３）

特別融資制度推進会議における経営改善資金計画書の送付先

	農業近代化資金	スーパーＬ資金	農業改良資金	青年等就農資金
日本政策金融公庫仙台支店	◎	◎	◎	◎
宮城県農業経営・就農支援センター	◎	◎	◎	◎
農林中央金庫仙台支店	◎	◎	◎	◎
各市町村				
農業委員会	◎	◎	◎	◎
家畜保健衛生所	◎	◎	◎	◎
地方振興事務所又は 地方振興事務所地域事務所	◎	◎	◎	◎

（注）経営改善資金計画書の写しは、上記機関のうち借入申込案件に直接関係を有する機関に送付すること。